

令和3年
第1回多摩市議会
定例会

委員会提出議案

多摩市議会

委員会提出議案第1号

携帯電話等基地局設置に関する要請書

上記の議案を地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和3年3月29日

提出者 多摩市議会生活環境常任委員長 岩永 ひさか

賛成者 多摩市議会生活環境常任委員 岸田 めぐみ

同 同 橋本 由美子

同 同 斎藤 せいや

同 同 池田 けい子

同 同 藤原 マサノリ

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

携帯電話等基地局設置に関する要請書

現在、国は Society5.0 を目標に掲げ、第 5 世代移動通信システムへの移行を推進しており、その普及により、暮らしやビジネスを大きく変えていくことをめざしています。多摩市においても「デジタル・トランスフォーメーション(DX)」への取り組みを推進しているところです。

一方、平成 26 年には、携帯電話等基地局が健康に及ぼす影響について、一部の市民から市や市議会に対し不安の声が寄せられ、市議会には陳情も提出されました。市議会としても、市民の声を受け止める必要があると判断し、市長に対応を求めました。こうした中で、多摩市では、平成 27 年以降、市民の不安解消と基地局設置における近隣住民との紛争予防の観点から、各社に基地局設置に係る要請を行い、届け出のご協力をいただいております。

今回、第 5 世代移動通信システムへの移行に伴い、再度市民から情報提供を求める陳情が出されました。基地局設置にあたっては、総務省の電波防護指針に沿って工事が進められるものと思いますが、市議会としては中立的立場で、新たな通信システムが真に市民の暮らしに寄与されるものとなるようお願い、市からの要請の実行について市議会からも要請するものです。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 藤原 マサノリ

携帯電話等基地局設置事業者 殿

委員会提出議案第2号

多摩市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和3年3月29日

提出者	多摩市議会議会運営委員長	小林 憲一
賛成者	多摩市議会議会運営委員	大くま 真一
同	同	いぢち 恭子
同	同	大野 まさき
同	同	藤條 たかゆき
同	同	あらたに 隆見
同	同	松田 だいすけ

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

多摩市議会会議規則の一部を改正する規則

多摩市議会会議規則（昭和47年多摩市議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「本人又はその配偶者の」を削り、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に、「提出しなければならない」を「提出することができる」に改める。

第81条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「本人又はその配偶者の」を削り、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に、「提出しなければならない」を「提出することができる」に改める。

第133条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「議員は、」の次に「前2項の」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、請願者が法人の場合は、請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

委員会提出議案第2号 多摩市議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">昭和47年7月11日議会規則第3号</p> <p style="text-align: center;">多摩市議会会議規則</p> <p>第1章 会議 第1節 総則</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>第2章 委員会 第1節 総則</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第81条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>第3章 請願 (請願書の記載事項等)</p> <p>第133条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければなら</p>	<p style="text-align: center;">昭和47年7月11日議会規則第3号</p> <p style="text-align: center;">多摩市議会会議規則</p> <p>第1章 会議 第1節 総則</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>本人又はその配偶者の出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。</u></p> <p>第2章 委員会 第1節 総則</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第81条 委員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 委員は、<u>本人又はその配偶者の出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出しなければならない。</u></p> <p>第3章 請願 (請願書の記載事項等)</p> <p>第133条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を</u></p>

改正後	改正前
<p>ない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、請願者が法人の場合は、請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>3 請願を紹介する議員は、<u>前2項の</u>請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>4 請願書の提出は、平穩になされなければならない。</p>	<p>記載し、請願者が押印をしなければならない。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。</p>
<p>附 則 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>	